# 町民の皆様 を対象とした 防災訓練 を実施します

町では、町民の皆様の防災対策の一助としていただくため、下記のとおり防災訓練を実施します。訓練では、 実際に避難所が開設されます。避難所の運営体制や食料・パーテーション等の備蓄状況を把握し、家庭での防 災対策に活かすことを目的のひとつとしていますので、積極的なご参加をお願いします。

▶Ħ 11月20日(日) 午前9時30分~11時

▶想定する災害 震度6弱の地震(東日本大震災時の計測震度)

## 町の取り組み

#### ・災害の発生を想定し、実際に避難所を開設します。

長岡小学校、大戸小学校、葵小学校、旧石崎小学校、旧広浦小学校、旧川根小学校、旧沼前小学校、 旧上野合小学校、駒場庁舎の9か所

- ・避難所の受入れ準備が整い次第、防災行政無線、緊急速報メール等により、避難所開設をお知らせします (午前9時30分を予定)。
- ・災害対策本部を設置し、災害時の対応体制の確認を行います。

#### 町民の皆様の取り組み

・実際に開設された避難所へ行ってみましょう。

避難経路や避難に要する時間、避難所の生活環境や食料・パーテーショ ン等の備蓄状況を把握することで、災害に向けて、家庭でどのような対策 が必要か確認することができます。

・災害に向けてどのような対策が必要か、家族と話し合いましょう。 自宅での食料等の備蓄や、非常時の連絡手段など、災害対策について考 えるきっかけとしてください。



#### ▶注 意 事 項

訓練当日は、防災行政無線や緊急速報メール等により、訓練についての情報発信を行います。ご迷惑をお かけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

訓練の詳細については、10月末頃に各戸ヘチラシを配布します。

【問合せ先】総務課 防災・危機管理グループ ☎ 029-240-7125(直通)

# 成年後見相談会を開催します

成年後見制度(認知症や障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の保護・支援)の有効な利用 を促進するため、成年後見や遺言、相続等に関する無料相談会を開催します。司法書士・社会福祉 士・税理士など幅広い専門家がご相談をお受けします。

▶⊟ 10月29日(土) 午前10時~午後3時

▶会 場 茨城司法書士会館(水戸市五軒町1-3-16)

**▶相 談 方 法** 面談による相談(40分)

※電話にて事前予約が必要です。

▶予約電話番号 **☎** 029−302−3166

相談に応じられる件数に限りがありますので、前日までにご予約下さい。

【**問合せ先**】公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部 ☎ 029-302-3166

### 茨城町国民健康保険加入中の方へ 医療費が高額になりそうなとき

医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給され ます。高額療養費は医療費をお支払いいただいた後に支給となりますが、事前に自己負担限度額までにお 支払いを抑える方法があります。それが、「限度額適用認定証」です。

#### Q. 限度額適用認定証とは、何?

#### A. 医療機関での支払いを、自己負担限度額までにするために必要なものです。

入院や手術の予定があるなど、医療費が高額になりそうなときに「限度額適用認定証」を医療機関の窓 口に提示すると、支払いが自己負担限度額までになります。



例えば、Aさん(65歳 自己負担限度額:57,600円(区分・エ)) 支払額が20万円になった場合

### 限度額適用認定証を利用する場合

※支払いが自己負担限度額までになります。



病院でのお支払い 57.600円

病院でのお支払い 200,000円

会計



町国保から※高額療養費 として支給

142,400円

※対象者には、病院受診の約3か月後に支給申請書等を送付します 支給はその申請書の提出後となります。

#### ■対象

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満で、

現役並み所得者Ⅰ・Ⅱまたは低所得者Ⅰ・Ⅱ(住民税非課税世帯)の方

- ※一般または現役並み所得者Ⅲの方は、保険証兼高齢受給者証を医療機関等に提示 することで限度額適用認定証の代わりになりますので、申請は必要ありません。 ※自己負担限度額の区分については、町ホームページをご覧いただくか、下記の問
- 合せ先までご連絡ください。



高額療養費・自己負担限度額に関する

#### ■申請に必要なもの

- ・来庁される方の身分証明書 (運転免許証等)
- · 国民健康保険被保険者証
- ・印鑑
- ・マイナンバーカード (世帯主と限度額適用認定証が必要な方の分)
- ・世帯主からの委任状 (別世帯の方が来庁される場合)

#### ■申請場所

保険課(1階5番窓口)

※郵送による申請も可能です。ご希望の際は、 申請書を送付しますので、ご連絡ください。 (ホームページからダウンロードもできます)

- ・国民健康保険税に滞納がある方には、交付できません。
- ・住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額 減額認定証」になります。
- ・オンライン資格確認(マイナンバーカードを使っての受診) を利用の場合は、限度額適用認定証の必要はありません。

### 安い!安心! ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113 (直通)